

令和7年分収支内訳書の書き方 (一般用)

「営業等」
または
「雑(業務)」
この書き方は市・県民税申告における収支内訳書の書き方です。
事業所得に係る収支内訳書を作成する場合は「営業等」に○をつけます。
※雑業務所得に係る収支内訳書を提出する必要があるのは、
前々年の雑業務の収入金額が1,000万円を越える場合に限ります。この場合は確定申告をおこなってください。

収入金額

科目	具体例
売上(収入)金額 (内訳書裏)	① 掛売や時貸などのように、まだ実際に代金を受け取っていないものでも、令和7年1月から令和7年12月までに売り上げたものは全て令和7年分の売上金額になりますので、これを含めて記入します。
家事消費	② 商品などを家事のために消費したり、贈与した場合に通常の販売価額を記入します。 ただし、販売価額のおおむね70%の金額と仕入金額のいずれか多い方の金額を記帳している場合は、その金額を収入金額とすることができます。
その他の収入	③ 空箱、作業屑、裁ち屑などの売却代金やリバートなどの雑収入の額を記入します。

売上原価

科目	具体例
期首商品(製品) 棚卸高	⑤ 令和7年1月1日現在の商品などの棚卸高を記入します。
期末商品(製品) 棚卸高	⑧ 令和7年12月31日現在の商品などの棚卸高を記入します。
仕入金額 (内訳書裏)	⑥ 買掛や時借などによる仕入れでまだ代金を支払っていないものでも、令和7年1月から令和7年12月までに仕入れたものは全て令和7年分の仕入金額になりますのでこれを含めて記入します。

一般的な経費(家事上の費用は必要経費になりません。)

科目	具体例
給料賃金 (内訳書表)	⑪ 従業員の給料、賃金、退職金、ボーナス・手当など(食費、交通費などの現物給与も含まれます。)
外注工賃	⑫ 修理加工などで外部に注文した場合に支払った加工賃など※建設業などを営んでいる方の外注費も含まれます。
減価償却費 (内訳書裏)	⑬ 建物などの取得費用及び耐用年数を基に計算した償却費(裏面「減価償却費」参照)
貸倒金	⑭ 事業の遂行上生じた債権について、特定の理由により生じた損失の金額

科目	具体例
地代家賃 (内訳書裏)	⑯ 店、車庫、土地や建物を賃借している場合に支払った金額(敷金や、土地の賃借のために支払った権利金は経費にはなりません。)
利子割引料 (内訳書裏)	⑰ 事業用資金の借入金の利子
租税公課	⑱ ①事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金(※) ②商工会議所、商工会、協同組合、同業組合、商店会、青年会議所などの会費、組合費など ※所得税及び復興特別所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、料料、過料、交通反則金は経費になりません。
荷造運賃	⑲ 販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃
水道光熱費	⑳ 水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費
旅費交通費	㉑ 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代
通信費	㉒ 電話料、切手代、電報料
広告宣伝費	㉓ ①新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告費用、チラシ、折込み広告の費用 ②広告用名入りマッチ、カレンダー、手ぬぐいなどの費用 ③ショーウィンドーの陳列装飾のための費用
接待交際費	㉔ ①取引先などを接待する茶菓飲食代 ②取引先などを旅行、観劇などに招待する費用 ③取引先などに対する中元、歳暮の費用
損害保険料	㉕ 火災保険料、自動車の損害保険料
修繕費	㉖ 店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代 ※資産の価額を増したり、使用可能期間を延長したりするような支出は、原則として、資本的の支出となり、一の減価償却資産を取得したものとして減価償却を行います(裏面「減価償却費」参照)。
消耗品費	㉗ ①帳簿、文房具、用紙、ガソリンなどの消耗品購入費 ②使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の什器備品の購入費
福利厚生費	㉘ ①従業員の慰安、医療、衛生、保健などのために事業主が支出した費用 ②事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料や掛金
雑費	㉙ 事業上の費用で他の経費に当てはまらない経費

専従者控除について(内訳書表)

あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が令和7年1月から令和7年12月までの間で6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者)1人につき、次の①と②のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。
① 配偶者 860,000円、配偶者以外 500,000円
② (収支内訳書表の⑯の金額) ÷ (事業専従者数+1)

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について

次のいずれにも当てはまる人については、事業所得及び雑所得の計算上、必要経費に算入すべき金額について特例が設けられていますので、これに当てはまる人は、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書」を参照して下さい。(様式は税務署に用意してあります。)

- ① 家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人
- ② 事業所得及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額と給与所得の収入金額との合計額が65万円未満である人

経費にならないもの

【家事上の費用について】

①衣料費や食費などの家事上の費用、②店舗兼住宅について支払った地代家賃や火災保険料、固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用、③水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用などは、必要経費にはなりません。
必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除外します。
※ この②や③などの費用を家事関連費といいますが、家事関連費の家事分と事業分との区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分して計算します。

【生計を一にする親族に支払った給料賃金、地代家賃について】

生計を一にする配偶者やその他親族が納税者の経営する事業に従事している場合に支払う給料賃金や、生計を一にするそれらの親族から土地・家屋を借りている場合に支払う地代家賃や利子などは必要経費に算入されません。

収支内訳書の該当する箇所にそれぞれ記入して下さい。
なお特殊な経費がある場合には空欄となっている箇所に経費科目を設け記入して下さい。

【お問い合わせ】

盛岡市役所 財政部 市民税課
市民税第二・三係
直通) 019-613-8497・8498

(一般用)

減價償却費

事業用資産は、毎年使用することによって価値が減少していきますので、その減少した分を必要経費としたものが減価償却費です。使用可能期間が1年以上で取得価額が10万円以上の事業用資産を取得するに支払った費用は、全額そのまま必要経費になるのではなく、耐用年数表を基として計算した減価償却費だけが必要経費になります。

取得価額10万円未満	取得価額を単年で必要経費に算入します。
取得価額10万円以上 ～ 20万円未満	通常の減価償却か取得価額の3分の1ずつの金額を3年間にわたって必要経費にする方法を選択することができます。(一括償却資産)
取得価額20万円以上	耐用年数表を基として計算した通常の減価償却をします。

※下の記載例を参照ください。

①	取得価額	建物、機械などの取得価額には、購入代金や建築費などのほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産を取得するために支払った費用やその資産を事業に使用するために支払った費用が含まれます。
②	償却の基礎になる金額	<p>次の式の金額を記入します。</p> <p>平成19年3月31日以前に取得した資産【旧定額法】</p> <p>.....①「取得価額×90%」の金額(漁業権や特許権などの無形固定資産は、取得価額そのままの金額)</p> <p>.....② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行う場合には、「取得価額×5%」の金額</p> <p>平成19年4月1日以降に取得した資産・一括償却資産の場合【定額法】</p> <p>..... 取得価額そのままの金額</p>
-	償却方法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。届け出ていない人は、定額法になります。
-③	耐用年数 ・償却率	「主な減価償却資産の耐用年数表」や「減価償却資産の償却率表」を参照して下さい。
③	本年中の 償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合はその月を1ヶ月として計算した令和7年1月から令和7年12月までの償却期間の月数を記入します。
④	事業専用割合	事業用に使用している割合を求めて記入します。
⑤	未償却残高 (期末残高)	<p>次の金額を記入します。</p> <p>① 令和7年1月から令和7年12月までに取得した資産は、①の金額から①の金額を差し引いた金額</p> <p>② 令和6年以前に取得した資産は、令和6年末の未償却残高(「取得価額-令和6年末までの減価償却費の累積額」の金額)から①の金額を差し引いた金額</p>

減価償却費の記載例(令和7年分)

減価償却資産の 名称等 (総延資産を含む)	面 積 又 は 量 度 数	取 得 年 月	① 取 得 価 額 (償 却 保 証 額)	② 償 却 の 基 礎 額 (償 却 基 礎 額 に なる 金 額)	償 却 方 法	却 耐 用 年 数	③ 償 却 率 (償 却 基 礎 額 に は ば く 改 正 償 却 率)	④ 本 年 中 本 年 分 の 特 別 償 却 の 期 間 (② × ③ × ④)	⑤ 本 年 中 本 年 分 の 特 別 償 却 の 期 間 (② × ③ × ④)	⑥ 本 年 中 本 年 分 の 特 別 償 却 の 期 間 (② × ③ × ④)	⑦ 本 年 分 の 事業 費 合 計 (⑤ + ⑥)	⑧ 本 年 分 の 事業 費 合 計 (⑤ + ⑥)	⑨ 本 年 分 の 事業 費 算 入 額 (⑦ × ⑧)	⑩ 未 償 却 残 高 (期 末 残 高)	摘要
木造建物	50.0m ²	年 月 H18. 7	10,000,000 円 ()	9,000,000 円	旧定額	22 年	0.046	12 月 12	414,000 円	- 円	414,000 円	100 %	414,000 円	1,927,000 円	
乗用車	1台	R07. 6	2,000,000 ()	2,000,000	定額	6	0.167	7 月 12	194,834	-	194,834	40	77,934	1,805,166	
ソファー	-	R06. 1	180,000 ()	180,000	3年	-	1 / 3	— 月 12	60,000	-	60,000	100	60,000	60,000	一括償却資産
計									668,834	-	668,834		13 551,934	3,792,166	

主な減価償却資産の耐用年数表 (この表にない種類のものは税務署又は市民税課におたずねください。)

構造・用途	細目	耐用年数	構造・用途	細目	耐用年数	
建 物 (一 部)	木造・合成樹脂造のもの	24	器 具 ・ 備 品 (一 部)	家具、電気機器、ガス機器、家庭用品(他に掲げてあるものを除く。)	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15
	店舗用・住宅用のもの	22		応接セット	8	
	飲食店用のもの	20		接客業用のもの	5	
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	17		その他のもの	8	
	車庫用のもの	17		ベッド	8	
	公衆浴場用のもの	12		児童用机、いす	5	
	工場用・倉庫用のもの(一般用)	15		陳列だな、陳列ケース		
	木骨モルタル造のもの	22		冷凍機付・冷蔵機付のもの	6	
	店舗用・住宅用のもの	20		その他のもの	8	
	飲食店用のもの	19		その他の家具		
車 両 ・ 運 搬 具 (一 部)	旅館用・ホテル用・病院用のもの	15		接客業用のもの	5	
	車庫用のもの	15		その他のもの		
	公衆浴場用のもの	11		主として金属製のもの	15	
	工場用・倉庫用のもの(一般用)	14		その他のもの	8	
	一般用のもの (特殊自動車・次の 運送事業用等以外 のもの)	自動車(2輪・3輪自動車を除く。) 小型車(総排気量が0.66リットル以下の もの) 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの	4 4 5 5 6	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用・暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器	5 6 6	
		事務機器、通信機器 等	謄写機器、タイプライター			

減価償却資産の償却率表(一部)

耐用年数	定額法	旧定額法	耐用年数	定額法	旧定額法
2	0.500	0.500	14	0.072	0.071
3	0.334	0.333	15	0.067	0.066
4	0.250	0.250	16	0.063	0.062
5	0.200	0.200	17	0.059	0.058
6	0.167	0.166	18	0.056	0.055
7	0.143	0.142	19	0.053	0.052
8	0.125	0.125	20	0.050	0.050
9	0.112	0.111	21	0.048	0.048
10	0.100	0.100	22	0.046	0.046
11	0.091	0.090	23	0.044	0.044
12	0.084	0.083	24	0.042	0.042
13	0.077	0.076	25	0.040	0.040

○中古資産の耐用年数

- 1 原則(合法的に見積もった耐用年数)
 - 2 簡易法
 - ①法定耐用年数の全部を経過した資産
法定耐用年数×20% = 耐用年数
 - ②法定耐用年数の一部を経過した資産
法定耐用年数 - (経過年数×80%) = 耐用年数
※1年未満の端数は切捨て、年数が2年未満のときは2年とする。

(一般用